

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和49年7月に会社を退職して間もなく、市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、夫が申立期間の保険料を含め欠かさず納付してくれたはずである。

私の夫には国民年金保険料の未納期間は無く、私の申立期間の保険料だけ未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人は、「私の国民年金保険料は、申立期間を含め夫が納付してくれた。」と供述しているところ、申立人の夫は、20歳到達月から60歳到達の前月までの保険料を全て納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の夫は、「申立期間当時は、私が妻の国民年金保険料を含め、家族の保険料を納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の夫及び義母は、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、オンライン記録並びに申立人、その夫及び義母に係るA市町村の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立人、その夫及び義母は、申立人とその夫が婚姻した昭和49年11月から60歳到達の前月までの保険料について、申立人の申立期間の保険料を除き、全て現年度納付していることが確認できることから、申立人の夫は、自身の保険料と一緒に申立人の申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。